

参考資料：所有者による管理への移行の事例

(1) 訴訟事例

令和元年度沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査において、沖特管理者より収集した所有権確認訴訟の訴状、判決をもとに訴訟事例について掲載²²する。

図表 118 市町村管理地の訴訟事例

事件A 訴状の概要			
【事件概要】			
・所有者不明土地は1966年に登録地成として登記されているが、本件墓地を原告父から原告兄、原告兄から原告へと家督相続しており、原告が相続を開始した時点からの20年の取得時効を援用し、所有権の確認をするもの。			
事件種別	所有権確認請求事件	所在地	那覇市
訴訟時期	平成24年6月	地目	墓地
裁判所種別	簡易裁判所	面積	40㎡
原告代理人	司法書士	訴訟物の価格	15万6,400円
		ちよう用印紙額	2,000円
【物証】※訴状に記載されているものに限る（以下同じ）			
甲1 不動産登記簿謄本	甲6 全部事項証明書		
甲2 地図写し	甲7 お墓内部の写真		
甲3の1～5 現状写真	甲8の1～2 位牌の写真		
甲4 改製原戸籍	甲9の1～2 隣接地主証明書		
甲5 除籍謄本	甲10の1～2 遺産分割証明書及び印鑑証明書		
【主張内容】			
・取得時効の成否			
【請求原因詳細】			
1 別紙物件目録記載の土地（以下「本件墓地」という。）は、1950年（昭和25年）の所有権認定当時の登録漏れがあり、昭和41年頃に実施された地積調査の時、昭和41年6月15日登録地成として登記がなされ、本件墓地は不動産登記簿上の表題部所有者欄には不明地と記載された（甲第1号証）。			
2 被告は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年12月31日法律第129号62条）に基づき本件墓地を管理している。			
3 本件墓地の上には、原告の祖先等が納骨されている石造りの墓が戦前より建っている（甲第2号証、甲第3証の1ないし5）。			
4 原告の兄は、父が昭和20年6月28日に死亡したので本件墓地を家督相続した（甲第4号証）。			
5 昭和47年7月20日に兄、昭和63年4月2日に原告の母、平成22年5月6日原告の妻が死亡し、本件墓地の墓に納骨した（甲第5号証、甲第6号証）。			
6 原告は、昭和47年7月20日兄が死亡し、相続が開始した時から本件墓地について40年間、善意で平穩かつ公然と所有の意思をもって占有している（甲第7号証、甲第8号証の1ないし2、甲第9号証の1ないし2、甲第10号証の1ないし2）。			
7 原告は、本件墓地について昭和47年7月20日から平成4年7月20日まで、20年を経過による取得時効完成により所有権を取得しているの で、被告に対し、本訴状をもって本件墓地につき、取得時効を援用する旨の意思表示をする。			
事件A 判決の概要			
【判決言渡日】			
平成24年10月			
【判決概要】			
1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを確認する。			
2 訴訟費用は、被告の負担とする。			
【裁判所の判断】			
本件証拠、原告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。			
・本件土地の所有者につき、不動産登記簿上の表題部所有者欄には不明地と記載されている（甲1）。			
・本件土地には墳墓（以下「本件墓」という。）が存在するところ、本件墓は、原告の属するA家が所有し、本件墓には原告の祖先等の骨壺が安置され納骨されている（甲2、3の1～5、7、9の1～2、11、原告本人尋問）。			
・原告の長兄は、前戸主（父）の死亡により、昭和20年6月28日に家督を承継したが（甲4）、長兄は、昭和47年7月20日に死亡した（甲5）。			
・原告は、長兄が死亡し、長兄に子がいなかったことから、A家の祭祀承継について、沖縄の慣習では次男である原告が承継するものと認識しており、また、母、三男の間でも原告がA家の祭祀を承継する旨の黙示の合意が存在した（甲10の1～2、原告本人尋問）。			
・原告はその後、A家の祭祀承継者として、現在まで本件土地を占有した（甲11、原告本人尋問）。			
・原告主張の請求原因事実をすべて認めることができる。よって、原告の請求は理由があるので主文のとおり判決する。			

²² 訴状及び判決の整理は基本的に原文を参照しているが、氏名の匿名化や和暦の追記など修正している。

事件B 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地は原告が所有するものであり、原告は父の死後、本件土地を相続しこれまで管理してきた。本件土地の取得時効を援用し、本件土地が原告の所有であることを確認するもの。

事件種別	所有権確認請求事件
訴訟時期	平成25年4月
裁判所種別	地方裁判所
原告代理人	弁護士

所在地	那覇市
地目	墓地
面積	5.1㎡
訴訟物の価格	45万5,175円
ちよう用印紙額	13,000円

【物証】

甲1 地籍図	甲3の7 戸籍抄本
甲2の1～5 写真 墓内部等	甲4の1～3 写真 本件土地を占有していたことを示す
甲3の1 証明願 原告の親族関係	甲5 固定資産評価証明書
甲3の2、5 除籍 原告の親族関係	甲6 登記簿謄本
甲3の3～4 改製原戸籍 原告の親族関係	甲7の1、3、5、7 遺産分割協議書
甲3の6、8、9 戸籍謄本	甲7の2、4、6、8 印鑑登録証明書

【主張内容】

・取得時効の成否

【請求原因詳細】

1 昭和40年12月11日時点での占有
別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）上に建てられた墓の内部には、昭和40年12月11日に死亡した原告の父の骨壺が納められている（甲1、甲2）。したがって、**原告の父の死亡直後（昭和40年12月11日）から、原告が上原家の長男として本件土地を受け継ぎ（相続し）、本件土地の占有を開始したことは明らかである（甲3、別紙相続関係図参照）。**

2 20年経過後の占有

その後、原告は、本件土地において旧七夕における清掃、清明（シーミー）祭などの祭祀を執り行うなどして、本件土地を墓地として占有使用し、少なくとも昭和60年12月11日時点においても本件土地を占有していた。甲4の1の写真は、昭和62年4月26日（シーミー）に、本件土地において原告がその妻と子を撮影したものであり、甲4の2は昭和63年4月24日に本件土地で行われたシーミーの様子（立っているのが原告本人）である。このように、昭和62年ごろから平成2年にかけて、原告が本件土地において祭祀を執り行っていることから、**昭和60年12月11日時点においても原告が本件土地を占有していたことは容易に推認できる。**

3 時効の援用

原告は本訴状をもって取得時効を援用する。

4 結語

よって、請求の趣旨記載のとおり、原告が本件土地の所有権を有することを確認する、との判決を求める。

【関連事実】

1 本件土地は、太平洋戦争以前に原告の先祖が取得し（原告はいわゆる1300年頃中国より渡来した「**久米三十六性**」と呼ばれた職能集団の末裔。）、その後代々長男に相続されてきたものである。その**当初の取得者、取得の時期、取得原因は不明**である。

2 所有権認定をうけられなかった経緯について、原告は亡父から特に聞かされておらず、本件土地が所有者不明地となっていることを知ったのは亡父が死亡した後であった。

したがって、その詳細は不明であるが、土地確認認定作業が行われた昭和21年から26年は、一家の長であった亡祖父（昭和26年没）が病床に伏せていた頃と重なるため、その混乱の中で申請がなされなかったものと考えられる。

事件B 判決の概要

【判決言渡日】

平成25年10月

【判決概要】

- 1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

【原告主張】

ア 本件土地上に建てられた墓の内部には、昭和40年12月11日に死亡した原告父の骨壺が納められている。原告は、原告父の死亡直後（昭和40年12月11日）から、長男として本件土地の占有を開始した。

イ その後、原告は、本件土地において旧七夕における清掃、清明祭等の祭祀を執り行うなどして、本件土地を墓地として占有使用し、昭和60年12月11日時点においても本件土地を占有していた。

ウ 原告は、被告に対し、平成25年6月5日の本件口頭弁論期日において、本件土地の取得時効を援用するとの意思表示をした。

【被告主張】

不知。

【裁判所の判断】

1 (1) 証拠（甲2の1から5まで、甲4の1から3まで、甲8から甲11まで、証人、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告の主張ア及びイの事実が認められる。

(2) 同ウの事実は、当裁判所に顕著である。

(3) 以上によれば原告の請求は、理由がある。

2 よって、原告の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

事件C 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地は原告が所有するものであり、原告は父の死後、祭祀承継者として、位牌その他の祭祀を承継している。そのため、祭祀財産である墓地が原告の所有であることを確認するもの。

事件種別	所有権確認請求事件	所在地	那覇市
訴訟時期	平成26年3月	地目	墓地
裁判所種別	簡易裁判所	面積	138㎡
原告代理人	司法書士	訴訟物の価格	105万3,630円
		ちよう用印紙額	11,000円

【物証】

甲1の1～16	改製原戸籍・戸籍・除籍	甲7	那覇市併合図
甲2	相続関係図	甲8	位牌写真
甲3の1～9	墓地写真	甲9	追加資料（写真）
甲4の1～7	陳述書	甲10	追加資料（写真）
甲5	登記簿謄本		
甲6	公図		

【主張内容】

・原告の所有権の有無

【請求原因詳細】

- 1 本件墓地は、戦前からの墓地地帯にあり、A家の墓の敷地として使われ、昭和10年頃には原告の祖父（甲1の1、甲2）が相続し、所有していた。
- 2 **祖父は、本件墓地に昭和10年頃墓を建てたが**、戦後の昭和21年頃、米軍がその一帯ほとんどをブルドーザーで撤去した。A家の墓も破壊されたが採石場の端であったため石材の大部分は残った。
- 3 戦後、父（甲1の1）は、知人から祖父が亡くなったことを知らされた。戦後の混乱期のため骨を拾うことができなかったが昭和21年に破壊されたA家の墓の石材を利用して本件墓地に墓を立て直し、死亡したとされる場所の石を拾って遺骨代わりに納めた。
- 4 その後、父が祖母（昭和41年12月死亡、甲1の1）のために昭和41年9月頃墓を建て替えた（甲3の1及び2）。現在の墓はその時に建てられたものである。
- 5 原告は他の子供が墓を建てる必要があれば建てられるようにしたと父から聞いている。原告は、昭和48年に本件墓地の使用を許可して原告の姉の家の墓を建てさせた（甲3の5～8、甲4の1）。
- 6 本件墓地は、琉球政府による土地調査により**昭和41年（1966年）5月17日に所有者不明の登録地成として登記されている**（甲5、甲6、甲7）。
- 7 原告は昭和25年当時11～12歳であり、父が所有権申告をしたか定かでない。しかし、これまで何の問題もなく、また、墓地であるため、税金等の通知がなくても疑問に思わなかった。昨年の清明祭の時期である4月に墓参りをしたところ、那覇市の看板があった（甲3の1と9）。
- 8 **原告の父が昭和43年3月死亡、原告が位牌その他の祭祀を承継した**（甲1の1～19、甲4の1～7）。
- 9 上記のとおり、本件墓地はA家の祭祀財産である。原告が祭祀承継者として位牌（甲第8号証位牌）とともに所有しているの、被告に対し、本件墓地が原告の所有であることの確認を求める。

事件C 判決の概要

【判決言渡日】

平成26年6月

【判決概要】

- 1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを認める。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

【裁判所の判断】

証拠によれば、

- ・本件土地上の墓に「**A家の墓**」と表示されていること（甲3の1、3の2）、
- ・本件土地上の墓前で原告を含むA家の親類縁者と思しき老若男女が参集して、歓談している様子から（甲10の1～10の3）、本件土地においてA家の清明祭が行われ、**現在A家の墓地として使用されている事実を認めることができる。**
- ・前提のとおり、元政の相続人は、長女、次女、三女亡、長男原告、四女、五女、次男、六女、三男亡であることが認められるところ、**本件土地にある墓は原告がA家の長男として祭祀財産として本件土地及び本件土地上の墓を原告父から承継した旨、各陳述書において述べる**（甲4の1～4の7）。
- ・そして、原告方においてA家先祖の位牌が祀られている事実も認められる（甲8、9）。

以上から、原告がA家の長男として、本件土地と本件土地にある墓を祭祀財産として原告父から承継した事実を認めることができる。加えて、他に本件土地の所有権を主張するものも認められないことから、本件土地はA家が所有し、代々子孫に承継してきたと認めるのが相当である。したがって、原告は、原告父の死亡により本件土地の所有権を祭祀財産として相続したものを認められる。以上によれば、原告の請求は理由がある。

事件D 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地は原告が所有するものであり、B家に属する原告は、同門中のA家の戸主の死後、昭和14年に選定家督相続により、A家の戸主を相続し、これまで管理してきている。本件土地が原告の所有であることを確認するもの。

事件種別	所有権確認請求事件	所在地	那覇市
訴訟時期	平成28年10月	地目	墓地
裁判所種別	地方裁判所	面積	60㎡
原告代理人	弁護士	訴訟物の価格	339万円
		ちよう用印紙額	21,000円

【物証】

- 甲1 改製原戸籍 2通 原告が昭和14年に選定家督相続人になった事実
- 甲2 改製原戸籍 2通 戸主が戦死した昭和13年に原告がまだ8歳であったという事実
- 甲3 除籍謄本 2通 原告が選定家督相続人になった時、原告は9歳という事実
- 甲4 原告陳述書 2通 原告主張事実全般
- 甲5 栢氏系図抜粋 2通 A家B家ともに栢氏（ばくじ）であり、同門中に属する親戚であることを示す
- 甲6 写真報告書 2通 昭和41年に識名にB家の墓を新築し、その際A家の墓の遺骨が移されたことを示す

【主張内容】

・原告の所有権の有無

【請求原因詳細】

- 1 原告は、昭和14年9月5日、**A家の選定家督相続人になっている**（甲1）。選定家督相続の原因は昭和13年にA家の戸主が中国戦線で戦死した際、法定家督相続人がおらず、栢氏の門中から選定家督相続人を出すこととなった。A家と、当時の原告の家族B家は両家とも栢氏門中に属する一門で親戚である。
- 2 原告は、昭和5年3月22日生で、A家戸主が戦死した昭和13年8月当時は、8歳であり、B家の3男で、B家としては、家督相続人候補として長男次男がいるため、家督相続人がいなくて困るという事態は起こらないと考え、原告が親戚のA家の選定相続人に選ばれた（甲2）。選定されたのは原告の意思ではない。また、家督相続後はAの母との共同生活をおこなっている。
- 3 本件土地の墓は原告の祖父が建造した。祖父は威豊10年（1860年）10月生まれであり、A家の戸主の戦死時には既に死亡している。
- 4 本件墓がある一帯も米軍と日本軍が激しい戦闘を繰り広げた戦場であり、原告が昭和22年頃（原告17歳）、本件墓を見に行つたところ、艦砲弾が直撃したのか、本件墓の天井に大穴が空いており、天井から中が見えたとのことである（甲4）。
- 5 昭和41年（原告36歳）、門中の寄り合いで、それぞれの墓を那覇市の識名に移設して一緒にまとめよう、との話が持ち上がり、その際にA家の墓の遺骨も移され、本件墓地は空き墓となった。
- 6 また、墓は米軍の艦砲射撃を受け骨壺等が破壊されており、中に関係者の遺品は残っていないが、戦前は、A家戸主の遺骨や原告の祖父の遺骨が祭られており、本件墓がA家の墓と墓地であることは間違いない事実である。

事件D 判決の概要

【判決言渡日】

平成29年4月

【判決概要】

- 1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

【原告の主張】

- 1 A家の戸主であったAは、昭和13年8月27日当時、本件墓地を所有していた。
- 2 Aは、昭和13年8月27日、死亡した。
- 3 原告は、昭和14年9月5日、A家を選定家督相続した。
- 4 よって、原告は、本件墓地の所有権を有する。

【被告の認否反論】

原告の主張する請求原因事実はいずれも知らないし争う。

被告は、所有者不明の土地を所有者が判明するまでの間管理し、真の所有者が判明すればこれを解除して当該所有者に引き渡しているところ、本件墓地について、原告が真の所有者と認めるに足りる証拠はない。

【裁判所の判断】

本件証拠、原告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

- ・A家戸主が昭和13年8月27日に戦死したところ、A家には法定家督相続人がいなかったことから、Aの従弟に当たる原告が、A家の選定家督相続人に出されることとなり、原告は、Aの母と共に生活するようになった。
 - ・本件墓地には、原告の祖父が建てたと考えられる墓（以下「本件墓」という。）が存しており、原告は、Aが死亡した昭和13年頃、Aの母と共に、骨壺を本件墓に納めた。
 - ・原告及びAの母は、昭和19年頃まで毎年、清明祭及び七夕の行事の際に本件墓を掃除するなどしてこれを管理していた。
 - ・原告及びAの母は、戦時中沖縄県北部に疎開していたところ、昭和22年頃、那覇に戻り、共同生活を解消した。
 - ・原告が、昭和23年頃、本件墓を確認したところ、空襲のためか屋根が壊れて穴が開いている状態であったことから、本件墓地にコンクリートの水タンクを用意し、これを墓代わりにして骨壺を納めた。
 - ・Aの母は、昭和32年頃死亡し、その骨壺が本件墓に納められた。
 - ・本件墓に納められていたA及びAの母の骨壺が、昭和35年頃那覇市識名にあった、原告の実父であるB家の墓に移され、本件墓は空となった。
 - ・B家の墓は、昭和41年頃、那覇市にある識名霊園に移され、現在も、その墓に、A家の骨壺が納められている。
 - ・本件墓は、平成25年頃まで存在していたが、現在は撤去されなくなっている。
- 以上の認定事実からすれば、原告の主張はいずれも認められる。

事件E 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地上の墓は原告の家が管理するものであり、原告は親の代から墓を承継しているが、墓の建造時から20年以上が経っているために本件土地の取得時効を援用し、本件土地が原告の所有であることを確認するもの。

事件種別	所有権確認請求事件	所在地	沖縄市
訴訟時期	平成27年4月	地目	墓地
裁判所種別	地方裁判所	面積	79㎡
原告代理人	弁護士	訴訟物の価格	31万2,266円
		ちよう用印紙額	4,000円

【物証】

- 甲1. 登記簿謄本（本件土地）
- 甲2. 陳述書（昭和56年ころ、墓工事の事業者に依頼し、昭和57年1月6日、墓を建造したことを示す）
- 甲3. 陳述書（亡原告親族は平成21年11月30日死亡し、子である原告が、本件墓の管理を承継したことを示す）

【主張内容】

- ・取得時効の成否
- ・原告の所有の有無

【請求原因詳細】

- 1 原告は、別紙物件目録記載の土地に存する原告家の墓を管理する者である。
- 2 被告は、所有者不明土地である本件土地の管理者である（甲1）。
- 3 亡原告親族は、原告家の墓を所有する形で、遅くとも**平成7年4月27日から所有の意思を持って本件土地の占有を開始した**。なお、原告家の墓は、今から約35年前に、本件土地上に建造されたものである。
- 4 亡原告親族は、平成7年4月27日から平成21年11月30日まで、本件土地上に存する原告家の墓を管理する態様により、本件土地の占有を継続した。
- 5 **亡原告親族は、平成21年11月30日死亡し、原告が原告家の墓の管理を承継**するとともに、本件土地の占有を承継した。
- 6 原告は、平成21年11月30日から平成27年4月27日経過時まで、本件土地上に存する原告家の墓を管理する態様により、本件土地の占有を継続した。
- 7 原告は、被告に対し、本書面をもって本件土地の取得時効を援用するとの意思表示をした。
- 8 よって、原告は、被告に対し、本件土地の所有権に基づき、本件土地が原告の所有であることを確認するよう求める。

事件E 判決の概要

【判決言渡日】

平成27年9月

【判決概要】

- 1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

【原告主張】

- ア 亡原告親族は、遅くとも平成7年4月27日から本件墓を所有する形で、所有の意思をもって本件土地の占有を開始した。
- イ 亡原告親族は、平成21年11月30日当時、本件土地を占有していた。
- ウ 亡原告親族は、同日、死亡し、原告が、本件墓の管理を承継し、本件土地の占有を承継した。
- エ 原告は、平成27年4月27日経過時、本件土地を占有していた。
- オ 原告は、同年6月3日、被告に対し、本件土地の時効を援用する旨の意思表示をした。
- カ よって、原告は、本件土地の所有権を時効取得した。

【被告主張】

- ・原告が本件土地の全体を占有している事実は否認する。本件土地の一部は、本件墓以外の第三者の墓の敷地にもなっている。

【裁判所の判断】

- 前記前提となる事実、証拠（甲2、3）及び弁論の全趣旨によれば、
- ・A家は、代々、A市A丁目に住居を有し、その周辺に多数の土地を所有していたこと、
 - ・本件土地のあるA市B丁目とA市A丁目とは近接していること、
 - ・亡原告親族は、昭和56年頃、工事業業者に対し、本件土地上に墓を建造することを依頼していること、
 - ・工事業業者は昭和57年1月6日、本件土地上に本件墓を建造していること、
 - ・亡原告親族は、原告に対し、本件土地はA家の所有であると述べていたこと、
 - ・**亡原告親族が平成21年11月30日に死亡し、亡原告親族の指定ないし相続人間の協議により、原告が本件墓及び本件土地を承継したこと、**
 - ・本件墓建造後、亡原告親族及び相続した原告により、本件土地の大部分の占有・管理が行われてきたこと
- などの各事実が認められ、かかる事実のほか、ほかに本件土地の所有を主張する者が存在しないことや被告も原告の所有権を積極的に争っていないなどの事情を総合的に考慮すれば、**本件土地は、亡原告親族の所有であったところ、亡原告親族の死亡により、原告がこれを承継したものと認められる。**

事件F 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地は原告が所有するものであり、原告は親の代から土地の贈与を受けこれまで管理してきた。本件土地の取得時効を援用し、本件土地が原告の所有であることを確認するもの。また、墓は現在廃墓となっている。

事件種別	所有権確認請求事件	所在地	中城村
訴訟時期	平成15年12月	地目	墓地
裁判所種別	簡易裁判所	面積	5 8 m ²
原告代理人	なし	訴訟物の価格	非公開
		ちよう用印紙額	500円

【物証】

甲1 土地登記簿謄本
甲2の1 土地登記簿謄本
甲2の2 土地登記事項証明書
甲3 除籍謄本

【主張内容】

・取得時効の成否
・原告の所有の有無

【請求原因詳細】

- 1 原告は別紙物件目録記載の土地を所有する者である。
- 2 本件土地は、所有者不明土地として「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第62条」により、被告が管理している（甲1）。
- 3 本件土地は**原告が原告の父から昭和57年8月2日、土地の一部として贈与を受け、本件土地の清掃、その他をなし、実質上管理している**（甲2の1、2、甲3）。
- 4 原告が本件土地を管理ようになってから今日まで、他人から本件土地及び墓のことで苦情を云われたことはない。
- 5 上記の贈与が認められないとしても、原告は本件土地の占有の始めから善意無過失で、所有の意思をもって平穩公然と占有して現在に至っているので、占有を開始した昭和57年8月2日から10年経過した平成4年8月2日、時効により本件土地の所有権を取得した。仮に、そうでないとしても、**占有開始から20年の期間が経過した平成14年8月2日に取得時効が完成したので、時効を援用する。**
- 6 本件土地上の墓は、原告の父の3、4代前の先祖が使用していたらしく、陥没のため使用に耐えられないので、父が昭和56年頃墓の中にあつた遺骨などを取り出し、原告の父の墓に移し、現在は廃墓となって放置されている。
- 7 よって、原告は本件土地につき所有権確認を求める。

事件F 判決の概要

【判決言渡日】

平成16年1月

【判決概要】

- 1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

【裁判所の判断】

証拠及び弁論の全趣旨によれば、

- ・本件土地とその隣接の土地を合わせた土地が、原告の亡父の所有として、昭和30年に保存登記がなされたこと、
- ・本件土地とその隣接の土地を合わせた土地は**昭和57年8月2日に亡父から原告に贈与され、所有権移転登記がなされたこと、**
- ・**昭和30年から平成6年までの間に、本件土地は上記「その隣接の土地」から分筆されたが、分筆の経緯は明らかでなく、その際所有者不明土地として扱われたこと、**
- ・本件土地は贈与を受けて以来、**原告が「その隣接の土地」の一部として管理していること**が認められる。以上の事実をもとに判断すると、本件土地は原告の所有であると認められる。

【補足】

・本件訴状では、分筆された土地であることの記載がないが、判決では、隣接の土地とともに贈与を受けたが、分筆されていた（1筆として贈与を受けたのちに分筆されたのか、もともと分筆されていたことに気付かなかったのかは不明）ことが明らかになっている。

・昨年度の調査によれば、**事例の地域では、1筆の土地の中の墓地部分のみが何らかの経緯**（当時の自治会長が墓は課税対象外になるから分筆して少しでも土地の面積を減らして登記した方が良いと発言したため分筆されたという証言が複数挙げられている。）**で分筆され、所有者不明土地化している実態があり、この事例も同様と思われる。**

・正確な分筆時期はいずれも不明だが、発見された土地所有権証明書では、すでに分筆後の地番が振られており、また、1960年代の地図も既に分筆されたものであり、古くから文筆されていた可能性が高い。

事件G 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地は原告が所有するものであり、原告は父から土地の贈与を受け、土地と墓をこれまで管理してきた。しかし、平成16年になって当該土地が分筆されて所有者不明土地となっていることが判明したため、本件土地の取得時効を援用し、本件土地が原告の所有であることを確認するもの。

事件種別	所有権確認請求事件
訴訟時期	平成16年3月
裁判所種別	簡易裁判所
原告代理人	なし

所在地	中城村
地目	墓地
面積	1 0 2 m ²
訴訟物の価格	448円
ちよう用印紙額	1,000円

【物証】

- 甲1 土地登記簿謄本
- 甲2 地図
- 甲3の1 土地登記事項証明書
- 甲3の2 土地登記簿謄本

【主張内容】

- ・取得時効の成否
- ・原告の所有の有無

【請求原因詳細】

- 1 別紙物件目録記載の土地（以下本件土地）は原告の所有地である。
 - 2 本件土地は、所有者不明土地として「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第62条」により、被告が管理している（甲1）。
 - 3 本件土地は、昔から原告の所有地Aの土地の内のほぼ中央に位置し、原告の父が所有し、同柵内にある墓は先祖代々使用して今日に至っている（甲2）。
- 原告は本件土地を父から昭和39年7月14日に譲り受け（登記簿上は売買となっているが事実は贈与である）同土地内の墓も原告が管理使用している（甲3-1-2）。
- 4 ところが、本件土地はいつの頃からか分筆されている。分筆されたいきさつについては、原告は全然不明である（甲1）。
 - 5 平成16年2月10日頃、所有地Aを分筆するため、測量士に依頼、測量して初めて本件土地が分筆されていることを知った。
 - 6 仮に、上記の事実がみとめられないとしても、原告は本件土地の占有の始めから善意無過失で所有の意思をもって平穩公然を占有して現在に至っているので、占有を開始した昭和39年7月14日から10年経過した昭和49年7月14日、時効により本件土地の所有権を取得した。そうでないとしても、占有開始から20年間の期間が経過して昭和59年7月14日に取得時効が完成したので時効を援用する。
 - 7 よって、原告は本件土地につき、所有権確認を求める。

事件G 判決の概要

【判決言渡日】

平成16年5月

【判決概要】

- 1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

【裁判所の判断】

- ・証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告の主張する請求原因事実をすべて認めることができる。
- ・原告の請求は理由がある。

【補足】

・本件訴状では、分筆された土地であることの記載はないが、判決では、隣接の土地とともに贈与を受けたが、分筆されていた（1筆として贈与を受けたのちに分筆されたのか、もともと分筆されていたことに気付かなかつたのかは不明）ことが明らかになっている。

・昨年度の調査によれば、事例の地域では、1筆の土地の中の墓地部分のみが何らかの経緯（当時の自治会長が墓は課税対象外になるから分筆して少しでも土地の面積を減らして登記した方が良く発言したため分筆されたという証言が複数挙げられている。）で分筆され、所有者不明土地化している実態があり、この事例も同様と思われる。

・正確な分筆時期はいずれも不明だが、発見された土地所有権証明書では、すでに分筆後の地番が振られており、また、1960年代の地図も既に分筆されたものであり、古くから文筆されていた可能性が高い。

事件H 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地は原告が所有するものであり、原告は叔父から墓地の管理及び祭祀のために土地の贈与を受け、土地と墓をこれまで管理してきた。しかし、平成15年になって当該土地が分筆されて所有者不明土地となっていることが判明したため、本件土地の取得時効を援用し、本件土地が原告の所有であることを確認するもの。

事件種別	所有権確認請求事件
訴訟時期	平成16年7月
裁判所種別	簡易裁判所
原告代理人	なし

所在地	中城村
地目	墓地
面積	8.8㎡
訴訟物の価格	384円
ちよう用印紙額	1,000円

【物証】

- 甲1 土地登記簿謄本
- 甲2 地図
- 甲3の1 土地登記事項証明書
- 甲3の2 土地登記簿謄本

【主張内容】

- ・取得時効の成否
- ・贈与による原告の所有の有無

【請求原因詳細】

- 1 別紙物件目録記載の土地（以下本件土地という）は、原告の所有地である。
- 2 本件土地は、所有者不明土地として「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第62条」により、被告が管理している（甲1）。
- 3 本件土地は、原告の所有地内にあり、同土地内にある墓は、原告の先代から使用し今日に至っている（甲2）。
- 4 原告は、本件土地を含む土地を、原告の父の弟・叔父から、原告が本家で、**墓地の管理及び祭祀等を主催することを理由に昭和46年7月10日譲り受けた**（登記簿上は売買となっているが、事実は贈与）（甲3の1、2）。
- 5 **平成15年の初旬頃、調査したところ、本件土地に分筆され、しかも、所有者不明土地となっていることを初めて知り、なぜ分筆され、所有者不明となったか、その経緯は不明である。**
- 6 仮に、以上の事実が認められないとしても、上記のとおり、本件土地は原告の所有地として占有を初めから、善意無過失で所有の意思をもって、平穩公然と占有して現在に至っているため占有を開始した昭和46年7月10日から10年経過した昭和56年7月10日時効により、さらに、**占有開始から20年の期間が経過した平成3年7月10日に取得時効が完成しているため、各時効を援用する。**
- 7 よって、原告は本件土地につき、所有権確認を求める。

事件H 判決の概要

【判決言渡日】

平成16年9月

【判決概要】

- 1 別紙物件目録記載の土地について、所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

【裁判所の判断】

証拠及び弁論の全趣旨によれば

- ・本件土地の隣接の土地が叔父の所有として、昭和46年に保存登記がなされたこと、
 - ・上記土地は昭和46年7月10日に叔父から原告に贈与されたが、昭和47年1月7日に売買を原因として所有権移転登記がなされたこと、
 - ・本件土地は上記の隣接の土地から分筆されたが、分筆の経緯は明らかではなく、その際所有者不明土地として扱われたこと、
 - ・本件土地は贈与を受けて以来、原告が隣接の土地の一部として管理していることが認められる。
- 以上の事実をもとに判断すると、本件土地は原告の所有であると認められる。

【補足】

- ・本件訴状では、分筆された土地であることの記載がないが、判決では、隣接の土地とともに贈与を受けたが、分筆されていた（1筆として贈与を受けたのちに分筆されたのか、もともと分筆されていたことに気付かなかったのかは不明）ことが明らかになっている。
- ・昨年度の調査によれば、**事例の地域では、1筆の土地の中の墓地部分のみが何らかの経緯**（当時の自治会長が墓は課税対象外になるから分筆して少しでも土地の面積を減らして登記した方が良いと発言したため分筆されたという証言が複数挙げられている。）**で分筆され、所有者不明土地化している実態があり、この事例も同様と思われる。**
- ・正確な分筆時期はいずれも不明だが、発見された土地所有権証明書では、すでに分筆後の地番が振られており、また、1960年代の地図も既に分筆されたものであり、古くから文筆されていた可能性が高い。

事件I 訴状の概要

【事件概要】

・所有者不明土地4筆は、祭祀承継により原告が取得しこれまで占有してきた土地であるが、登記上、墓地3筆の所有者は不明、原野1筆の所有者は土地開発公社とされており、祭祀承継による所有権の取得を主張するもの。

事件種別	所有権確認請求事件
訴訟時期	平成17年1月
裁判所種別	地方裁判所
原告代理人	弁護士

所在地	浦添市
地目	墓地3筆、原野1筆
面積	墓地：10㎡、26㎡、143㎡ 原野：1458㎡
訴訟物の価格	52万3,254円
ちよう用印紙額	16,000円

【物証】

甲1の1～3 登記簿謄本	甲3	図面
甲1の4 全部事項証明書	甲4	お墓の図面
甲2の1,3 除籍謄本	甲5	陳述書
甲2の2,4 改製原戸籍謄本		

【主張内容】

- ・祭祀承継による所有権取得
- ・取得時効完成による所有権取得

【請求原因詳細】

○主たる請求（祭祀承継による所有権取得）

- 別紙物件目録記載1ないし4の土地は、原告祖父の弟であるAの家の分家後の墓（以下「本件墓」という。）であるが、弟家が途絶えてしまい、Aの兄で、原告祖父の家を家督相続していたBが本件墓を祭祀承継した。その後、Bの死亡により、昭和20年12月18日、原告の父であるCが本件土地を祭祀承継により取得した（甲2-1、2-1、5-1）。
- Cは生前より、原告に、本件墓を祭祀承継させる意向であり、Cの死亡後、昭和51年ころ、Cは仏壇及び本件墓を原告に祭祀承継させた（甲2-3、2-4、5-1、5-2）。
- しかし、不動産登記簿上、本件土地のうち墓地については所有者不明と記載されており（甲1）、原野については所有者は浦添市土地開発公社とされ（甲1-4）、本件土地の管理者ないし所有者である被告らは原告の所有を認めない。
- よって、原告は、被告らに対し、祭祀承継による所有権取得に基づき、原告が本件土地につき所有権を有することの確認を求める。

○予備的請求（取得時効完成により所有権取得）

- 原告は、昭和51年ころ、本件土地を祭祀承継して以降、現在に至るまで、善意で平穩かつ公然と所有の意思をもって占有している（甲5）。
- 原告は、本件土地について平成8年ころ、20年の経過による取得時効完成により所有権を取得したので、この時効の効果を援用する。

○事情

- 本件土地上には、墓が存在し、戦前から今日まで毎年清明祭、旧暦七夕等の際には、原告の家族や親せきの人たちが墓参りをして、墓地として使用していた（甲5）。原告が本件土地を祭祀承継する前は、Cが墓参りをしてきたが、祭祀承継した昭和51年ころ以降は、原告夫婦が墓参りをしており、今日に至るまで墓地として使用されてきた。
- 確かに、本件土地は登記簿上は所有者は不明となっているが、登記簿上の地目から本件土地は墓地であり、また、被告の有する図面にも墓地として記入され（甲3）、墓地の形状につき被告の調査が行われ図面も作成されており（甲4）、本件土地上に墓があり墓地として使用されていたことは明白である。
- 沖縄においては、沖縄戦により沖縄本島の公簿及び公図が焼失したため、土地登記簿複製のための土地所有権申請手続がなされたが、B家一族は終戦前に途絶えており、Bに代わって、祭祀承継した原告父Cがかかる申請手続をしたかどうかは明らかではない。

事件I 判決の概要

【判決言渡日】

平成17年8月

【判決概要】

- 原告が、別紙物件目録記載1ないし3の土地につき、所有権を有することを確認する。
- 訴訟費用は被告の負担とする

【裁判所の判断】

以下の事実は当事者間に争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により認められる。

- 別紙物件目録記載1ないし3の土地は、浦添市が管理者となっている。これらの土地は、不動産登記簿上、昭和49年3月20日に表題部が新設された当時から、地目をいずれも墓地と登記されている。
 - 本件土地には、約10.5㎡の墓庭、約7.28㎡の墓室を有する墳墓がある。墓室内には、家の者の遺骨が入った骨壺が埋葬されている。
 - Bは戦前にBの弟であるA家の跡を継ぐ者がなく途絶えたことにより、同家の仏壇、墓を管理してきた。Bは昭和20年12月18日に死亡し、その子である原告父が家督を相続した。原告は、父の生存中にAの家の祭祀を原告に承継させるよう言い残していた。原告は昭和49年に脳卒中で倒れたが、昭和51年頃、原告父からA家の祭祀を承継することとなり、A家の仏壇を原告の家に移動させる儀式を行った。それ以降、原告の妻が本件墓の墓参りや清明祭等を行うようになった。
 - 本件墓の敷地の範囲につき、原告は別紙地積測量図記載の範囲が境界点である旨を教えられていた。
 - 少なくとも、平成5年4月ころには、本件墓の墓庭の辺りに、家名等を記載した板が立てられていた。これは、原告妻が、誰の墓であるかぱっと見ても分からないため、原告の指示により立てたものである。
- 以上の事実を結合すれば、昭和51年ころには、原告がA家の祭祀の承継に伴い本件土地を本件墓の敷地として占有を開始し、以後平成8年ころに至るまで占有していたことが認められる。よって、原告の請求は理由がある。

事件J 訴状の概要**【事件概要】**

本件土地は墓地であるが、原告が昭和20年4月20日、家督相続により取得したものである。しかしながら、本件土地は所有者不明土地として、登記簿上、被告が管理者として記載されている。そこで、本件土地が原告の所有であることの確認を求めるもの。

事件種別	所有権確認請求事件
訴訟時期	平成18年8月
裁判所種別	簡易裁判所
原告代理人	司法書士

所在地	浦添市
地目	墓地
面積	18㎡
訴訟物の価格	57万9,600円
ちよう用印紙額	6,000円

【物証】

甲1 登記簿謄本
甲2 公図
甲3 墓周辺の写真
甲4 墓の写真
甲5 原告の戸籍関係書類

【主張内容】

- ・家督相続による所有権取得
- ・取得時効完成による所有権取得

【請求原因詳細】

- ・本件土地は、A家の墓が存し、その中には先祖の遺骨が納められ、平成17年まで毎年清明祭、お盆の際には原告や親戚の人たちが墓参りしていた。（甲第3号証 墓周辺の写真 甲第4号証 A家の墓の写真）
- ・本件土地は明治時代からA家の墓として代々受け継がれてきたものである。墓には原告の高祖父、祖父等の遺骨が収納されており、昭和20年4月20日原告の父が死亡したので、原告が家督相続で取得し、引き続き所有者として管理していたものである。（甲第5号証 原告の戸籍関係書類）
- ・所有権申請手続きがなされた1950年当時には原告が父から家督相続によりその所有権を取得していた。しかし1950年当時、原告は9歳頃で物事の判断が充分できる状態ではなく、また原告の母も他人と結婚していたので所有権の申請をしたかどうかは今となっては判然としない。もっとも、何らかの事由により本件土地について申請手続きが経由されていなかったのは事実であり、その結果本件土地は所有者不明土地とされ、浦添市（当初浦添村）が管理者とされ、その旨登記がなされるに至った。
- ・上記の経過により本件土地の全体は現在浦添市が管理人として登記されているが、上記に述べたように、本件土地は原告の所有に帰すべきものである。また本件土地の範囲は登記簿の表題部に記載されているとおり、国土調査の結果明確にされているところであり、隣接地との境界等についても問題点は何ら存在しない。

【補助的主張】

- ・仮にもし上記理由による原告の承継取得の主張が認められない場合であっても、上記経過によって原告は少なくとも昭和15年5月30日家督相続以降66年間所有の意思をもって平穩、公然に本件土地の占有が継続されており、民法第162条所定の取得時効を主張するものである。

事件J 判決の概要**【判決言渡日】**

平成18年10月

【判決概要】

- 1 原告と被告との間において、別紙物件目録記載の土地につき、原告が所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【裁判所の判断】

甲第1ないし5号証の3、原告本人尋問の結果によれば、本件土地は明治時代からA家の墓として代々受け継がれてきたものであり、原告の父が所有していたが、昭和20年4月20日同人が戦死したので、同人の長女である原告が同日家督相続人としてその所有権を取得したこと、沖縄戦の際に公簿が滅失したことにより、米国軍政府特別布告第36号他により、土地登記簿複製のための土地所有権申請手続きが開始されたが、原告が幼少のため本件土地について前記手続きをしなかったため、本件土地は所有者不明土地として、沖縄県の復帰に伴う特別措置に関する法律第62条の規定に基づき、被告が管理するところとなり、その旨登記簿の表題部に記載されていること、以上の事実が認められる。

よって、原告の請求は理由がある。

事件K 訴状の概要

【事件概要】

本件土地は、原告祖父の弟から原告父が承継し、所有の意思をもって占有してきた墓地であるが、原告が祭祀承継し、以来所有の意思をもって占有しているため、昭和32年からの取得時効完成による所有権取得を請求するもの。

事件種別	所有権確認請求事件
訴訟時期	平成22年7月
裁判所種別	簡易裁判所
原告代理人	司法書士

所在地	与那原町
地目	墓地
面積	61㎡
訴訟物の価格	636円
ちよう用印紙額	1,000円

【確保した証拠】

- | | |
|-----------|-------------|
| 甲1 登記簿謄本 | 甲5 仏壇位牌等の写真 |
| 甲2 地図 | 甲6 戸籍謄本 |
| 甲3 現況写真 | 甲7 陳述書 |
| 甲4 墓内部の写真 | |

【主張内容】

- ・取得時効完成による所有権取得

【請求原因詳細】

- ・本件墓地上には、原告の祖先等が祀られている墓が戦前より建っている（甲1～3）。
- ・その墓には、原告の祖父の弟、原告の父、原告の母、他多数の先祖が納骨されている。
- ・本件墓地は、元々は原告の祖父の弟Aが所有していた墓地であった。Aには配偶者及び子がなかったので、Aが死亡した昭和12年11月7日に原告父が本件墓地を承継し、所有の意思をもって本件墓地を占有してきた（甲5）。
- ・原告父は本件墓地を承継した時から20年経過時において、本件墓地を占有していた。原告が小さい頃から自分たちの墓地として、毎年七夕や清明祭の諸祭りごとを執り行ってきた（甲7）。
- ・原告父は平成10年6月2日に死亡した。慣習により長男である原告が本件墓地の占有とともに祭祀を承継し、以来所有の意思をもって占有している（甲6）。
- ・原告は、本件墓地について昭和32年11月7日経過による取得時効完成により所有権を取得したので、この時効を援用する。

事件K 判決の概要

【判決言渡日】

平成22年10月

【判決概要】

- 1 原告が、別紙物件目録記載の土地につき、所有権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【裁判所の判断】

- ・本件土地上の墓には原告の祖父の弟、原告の父、原告の母、他多数の原告の先祖が納骨されている（甲4）。
 - ・本件墓地は、原告父が所有する墓地として毎年七夕や清明祭等の諸祭りごとを執り行っており、原告は父が死亡した当時、本件墓地が父の所有であると信じていた。
 - ・原告は父の死亡に伴い、慣習により長男として本件墓地及び祭祀を相続したと信じ、以来所有の意思も持って占有している（甲5）。
 - ・平成20年6月2日が経過した。
 - ・原告は、平成22年9月30日本件口頭弁論期日において、時効を援用した。
- 以上の事実及び上記前提事実によれば、原告は本件土地を時効取得したことが認められる。よって、原告の請求は理由がある。

図表 119 県管理地において管理者から反証が提示され所有権確認が認められなかった訴訟事例

事件3 訴状の概要

【事件概要】

所有者不明土地は、原告父が売買により取得したものであるが、本件土地が道路を挟んだ土地Aと一体のものと認識されていたために、所有権認定がなされなかったものであるとして、所有権の確認を求めるもの。

事件種別	所有権確認訴訟	所在地	西原町
訴訟時期	平成26年11月	地目	原野
裁判所種別	地方裁判所	面積	194㎡
原告代理人	弁護士	訴訟物の価格	2,100円
		ちよう用印紙額	1,000円

【物証】

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 甲1 土地登記簿謄本 | 甲5 所有者不明の本件土地に関する原告の亡夫の返還の申立ての意思 |
| 甲2 地図 | 甲6 証明書 |
| 甲3 戸籍謄本 | 甲7 除籍謄本 |
| 甲4 登記済証 | |

【請求原因詳細】

- 1 別紙不動産目録記載の本件土地は原告の所有である。
- 2 被告は本件土地を次項の法律に基づいて管理している。
- 3 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第62条により、本件土地を所有者不明の土地として、その所有者が判明するまでの間、被告に対しその管理を委ねた。
- 4 本件土地と土地Aは亡Bの所有であったが、昭和20年同人の死亡によりCが相続により取得した（甲7）。
- 5 Cは本件土地と土地Aを昭和31年2月に亡原告夫に売却したが、同人らは本件土地は土地Aの一部として理解し、本件土地が独立して存在していることを知らずにいた。その結果、本件土地が不在地主の所有土地となり、被告が管理することとなり今日に至っている。
- 6 本件土地は原告の所有である。よって請求の趣旨記載の判決を求める。

事件3 判決の概要

【判決言渡日】

平成27年10月

【判決概要】

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

【被告の主張】

- ・本件土地が亡Bの所有であった事実はなく、Cは同土地を相続していない。また、本件土地と土地Aは地目が異なり、両者の間には里道が存することからみて、これらの土地が一筆の土地の様相を呈していたとは考え難い。
- ・さらに、昭和39年に琉球政府が行った調査によれば、本件土地は原野とされ、土地Aは畑とされているし、被告が平成4年に行った所有者不明土地調査によれば、本件土地は雑種地とされて誰にも利用されておらず、平成17年の時点では、本件土地が土地Aとともに畑として利用されているものの、平成19年、平成26年時点では、本件土地は何の利用にも供されていない。

【裁判所の判断】

- ・本件記録を精査するも、本件土地が亡B及びCの所有であったことを認めるに足りる確な証拠は見いだせない（原告や証人の陳述ないし供述のみではこれを認定することはできない）。
- ・証拠乙1、2によれば、Cは土地Aについて字所有権委員会あてに土地所有申請書を提出しているものの、本件土地については同様の申請をおこなっていない。
- ・また、Cと原告夫の間で取り交わされた買渡証書（甲4）をみると、売買の対象とされた不動産は土地Aのみであり、本件土地の記載は一切存しない。この点、原告は、本件土地が土地Aの一部であると認識されていたため記載されなかった旨主張するが、Cと原告夫がそのような認識があったと認めるべき確な証拠はなく、いずれにしても、本件土地が売買の対象とされたと認めることはできない。
- ・さらに、原告や上記各証人は、本件土地を土地Aとともに別の夫婦が自耕作をおこなってきたなどと述べているところであるが、本件土地に関する調査記録や写真（乙4、6、7の1～3、8の1～4、9の1～4）に照らし、本件土地が継続的に耕作されていたのかは疑問なしとせず、いずれにしても、その耕作の状況などをもって、本件土地が売り渡されたと認めることはできない。
- ・他に原告が本件土地を所有すると認めるべき確な根拠は見いだせない。
- ・以上によれば、原告の請求は理由がないから、これを棄却するべきである。

(2) 事務手続による更正登記の事例

令和2年度沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査において、市特管理者より収集した事務手続による更正登記の事例を掲載する。

図表 120 市町村管理地の事務手続による更正登記事例

<p>【市町村管理者】中城村 【返還年】平成24年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】不明</p>	<p>【参照した指針】沖縄県「所有者更正承認書交付申請書」及び添付書類 + 客観的な証拠 【収集した書類】隣接地主確認書 字区長の証明 骨壺の名前 家系図 【確認事項】墓の中の骨壺の名前と家系図が一致したため、客観的にも返還可能と判断。</p>
<p>【市町村管理者】中城村 【返還年】平成12年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】不明</p>	<p>【参照した指針】沖縄県「所有者更正承認書交付申請書」及び添付書類 + 客観的な証拠 【収集した書類】隣接地主確認書 平成9年固定資産税明細 昭和48年土地評価調書 【確認事項】昭和48年の土地評価調書に個人名の記載があり、これを根拠にしたものと思われるが、この調書自体の出所根拠は不明。</p>
<p>【市町村管理者】中城村 【返還年】平成2年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】不明</p>	<p>【参照した指針】沖縄県「所有者更正承認書交付申請書」及び添付書類 【収集した書類】隣接地主確認書 【確認事項】当時、利用されている墓であれば、清明祭等の証言も取ったと思われる。墓の中は確認していないようである。</p>
<p>【市町村管理者】本部町 【返還年】昭和60年 【地目】原野・墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】地目原野の土地3筆を県と調整し墓地に地目変更し返還</p>	<p>【参照した指針】沖縄県「所有者更正承認書交付申請書」及び添付書類 【収集した書類】必要書類は県が確認 【確認事項】不明。</p>
<p>【市町村管理者】浦添市 【返還年】昭和56年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】不明</p>	<p>【参照した指針】なし（集団和解方式） 【収集した書類】地主全員の合意に基づく地籍調査結果 関係地主の異議申立てがないことの証明 隣接地主の保証 大字・小字の土地調査委員会の保証等、当該地の昔からの古老への確認 【確認事項】集団和解による地主全員の合意に基づく地籍調査の成果を踏まえ、直接の利害関係を有する隣接地主の保証ならびに、土地に知悉した古老を中心とした地籍調査の推進母体たる大字・小字の土地調査委員会の保証、さらには関係地主の当該申立に対する異議がなかったこと。</p>

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】 令和元年 【地目】 墓地 【墓の形態】 個人墓 【相談の経緯】 平成25年の市の測量調査事業により不明土地になっていることを知り問い合わせ 【参照した指針】 那覇市要領</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 墓の碑銘刻印の写し又は写真 位牌等の記録又は写真 蔵骨器に内蔵された文書等の写し又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書</p> <p>【確認事項】墓は申出人の夫、義父母、他祖先の遺骨が納骨され、位牌、戸籍から20年以上経ていること、また、門中で作成した神棚の出資者一覧の写真、親族の証言、墓参りの写真から判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。</p>
--	---

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】 平成30年 【地目】 墓地 【墓の形態】 個人墓 【相談の経緯】 看板を見て問い合わせ 【参照した指針】那覇市要領</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書 墓購入領収書</p> <p>【確認事項】墓は申出人の義母、義祖母、義弟の遺骨が納骨され、1950年の墓の買い取り領収書及び、親族の証言、清明祭の写真、位牌、戸籍から20年以上、墓を使用していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。H30.6登記。</p>
---	---

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】 平成29年 【地目】 墓地 【墓の形態】 個人墓 【相談の経緯】 看板を見て問い合わせ 【参照した指針】那覇市要領</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書</p> <p>【確認事項】墓は申出人の父、祖父母他祖先の遺骨が納骨され、蔵骨器の写真はないが、当時、納骨に関わった寺の代表者の証言及び戸籍、位牌から20年以上、墓を使用していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。</p>
---	--

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】 平成29年 【地目】 墓地 【墓の形態】 個人墓 【相談の経緯】 不明 【参照した指針】那覇市要領</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 蔵骨器の刻印等の写し又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書 納骨証明書（寺）</p> <p>【確認事項】墓は申出人の父母、祖父母他親族の遺骨が納骨され、母親の骨壺の写真及び、他の親族の位牌写真の氏名、日付、戸籍により没後20年以上経過していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。H29.8登記。</p>
---	--

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】平成29年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】不明</p> <p>【参照した指針】那覇市要領</p> <p>【確認事項】墓は申出人の父母、父の弟他親族の遺骨が納骨され、父母の骨壺の写真、他の親族の位牌写真の氏名、日付、戸籍、及び清明祭の写真により没後20年以上経過していると判断し本市は返還を認め、承諾書を交付した。H29.3登記。</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 蔵骨器の刻印等の写し又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書</p>
---	--

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】平成29年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】55年ほど前に墓地を購入したが、周辺地主1人が押印拒否したので未登記になった。</p> <p>【参照した指針】那覇市要領</p> <p>【確認事項】墓は父、弟、祖父母、父の親族が納骨され、父母の骨壺の写真、他の親族の位牌写真の氏名及び戸籍の死亡年月日により没後20年以上経過していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。H29.2登記。</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 墓の碑銘刻印の写し又は写真 位牌等の記録又は写真 蔵骨器の刻印等の写し又は写真 蔵骨器に内蔵された文書等の写し又は写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書</p>
--	--

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】平成29年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】隣接墓地2筆が訴訟により返還されたが、それ以外の返還の方法はないかと相談</p> <p>【参照した指針】那覇市要領</p> <p>【確認事項】墓は祖父母が納骨され（父は市の共同墓へ預けている）、祖父母の骨壺、位牌の写真及び戸籍の死亡年月日により没後20年以上経過していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。H29.2登記。</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 蔵骨器の刻印等の写し又は写真 蔵骨器に内蔵された文書等の写し又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書 分筆返還裁判資料</p>
--	---

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】平成28年 【地目】墓地 【墓の形態】個人墓 【相談の経緯】裁判は経済的に厳しく、それ以外の返還の方法はないかと相談</p> <p>【参照した指針】那覇市要領</p> <p>【確認事項】墓は父母、兄、姉が納骨され、父母の骨壺、位牌の写真及び戸籍の死亡年月日により没後20年以上経過していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。H28.8登記。</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 蔵骨器の刻印等の写し又は写真 蔵骨器に内蔵された文書等の写し又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書</p>
---	---

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】 平成27年 【地目】 墓地 【墓の形態】 個人墓 【相談の経緯】 改葬のために簡易裁判所で所有権確認訴訟を起こすも証拠不十分で一度棄却された。所有権確認に必要な証拠が明らかになつたため、資料を再度揃え、事務手続を実施 【参照した指針】那覇市要領</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 蔵骨器の刻印等の写し又は写真 蔵骨器に内蔵された文書等の写し又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書</p>
<p>【確認事項】墓は父母、兄が納骨され、父母の骨壺、位牌の写真及び戸籍の死亡年月日により没後20年以上経過していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。</p>	

<p>【市町村管理者】那覇市 【返還年】 平成27年 【地目】 墓地 【墓の形態】 個人墓 【相談の経緯】 戦前からの墓で、H2年に墓に亀裂が生じたため、移転したが現在まで草刈等の管理を行っている。市の窓口で返還申請での不明墓地返還の方法があると聞いて相談 【参照した指針】那覇市要領</p>	<p>【収集した書類】 戸籍謄本又は系譜図 位牌等の記録又は写真 蔵骨器の刻印等の写し又は写真 蔵骨器に内蔵された文書等の写し又は写真 当該墓地で行われた法事、清明祭等の祭祀記録・写真 証人証明書 申出人又は申出人の前任の承継者による墓の所有又は墓地の使用占有が20年以上であることが分かる文書又は写真等 申出人、証人、共有者及び分割所有者の住民票謄本及び印鑑登録証明書</p>
<p>【確認事項】墓は父、祖父母、その他親族が納骨され、父の祖父の骨壺、位牌の写真及び戸籍の死亡年月日により没後20年以上経過していると判断し、本市は返還を認め、承諾書を交付した。</p>	